

宮津市宿泊税検討委員会

第 5 回検討委員会資料

令和 8 年 7 月 6 日（月）

第5回宮津市宿泊税検討委員会

0. これまでの会議の振り返り

【議題】

1. 宿泊事業者個別説明の結果について
2. 第2期観光戦略を踏まえた観光財源の使途について
3. 新たな観光財源について
4. 負担のあり方について（免税点、課税免除等）
5. その他

第5回宮津市宿泊税検討委員会の開催に当たって（第4回以降の宿泊事業者への個別訪問・説明の実施状況など）

第4回までの概要等

【新たに観光財源が必要な理由(検討目的)】

- ◆将来にわたり「選ばれる観光地」であり続けるため
 - ※「天橋立があるだけ」では選ばれない
(300万人超の来訪者のうち8割近くが日帰り客)
 - ※観光の「質(宿泊・滞在)」を高める必要がある
- ◆観光と市民生活が調和したまちづくりを進めるため
 - ※交通渋滞、公共交通の混雑、ゴミ処理量の増加など、市民の暮らしへの様々な影響も出ている

【新観光財源により実施する必要な取組】

- ◆「天橋立」プラスワン(地域の魅力を面で広げる)
- ◆「日帰り」から「宿泊」への転換
- ◆ターゲット型プロモーションへの転換
- ◆市民生活との調和(観光客の受入環境の整備)
- ◆ゴミ処理や景観維持の強化
- ◆路線バス等の混雑緩和を図り、観光客も市民も快適に移動できる環境の整備

【新観光財源の負担のあり方】

- ◆地方税・法定外目的税としての「宿泊税」
- ◆宿泊施設(民泊施設を含む)への宿泊行為に対して
- ◆1人1泊につき200円(一律定額制)
- ◆免税点を設けるべきか(一律で徴収するべきか)
- ◆独自の課税免除は設けない
- ◆宿泊事業者等が宿泊者から徴収し、申告納付する
- ◆特別徴収交付金制度を設けて、導入初期にも支援



資料5頁から21頁

宿泊事業者への個別訪問・説明の実施（令和8年2月～6月、説明希望のあった32事業者を訪問し説明の上で意見をいただく）

主な意見

- ◆宿泊客が不便に感じている部分の解消をされたい
 - ・公共交通機関の充実
 - ・飲食店等の増加・魅力向上
 - など
- ◆宿泊客の満足度向上・観光地として存続できる環境づくりを進めてほしい
 - ・夜のにぎわいづくり
 - ・人材育成・確保への支援
 - など
- ◆天橋立以外の周辺地域に恩恵が実感できるような具体的な取組を提示されたい
- ◆宿泊税だけでなく、駐車場、飲食、土産物購入などにも課税し、オール宮津で取り組むべき
- ◆「何のために導入するのか」「何に使っているのか」を明確にしたリーフレットを作成されたい

- ◆宿泊税を導入したとしても負担感を感じないと思うので、宿泊地の選択の妨げにはならない
- ◆来訪者、特に宿泊者はゴミの排出が多いことから「宿泊税」の導入は当然である
- ◆家族での宿泊の場合、人数分宿泊税がかかるのでその影響がどの程度でいいのか心配
- ◆宿泊税を導入するなら、できるだけわかりやすいよう定額にされたい
- ◆免税点の設定については、設ける：19%、設けない：25%、どちらでもない：56%
- ◆宿泊税を導入するとなると、申告納付に負担を感じるので、申告納付を電子化するなど、手間が増えないような仕組みにされたい



個別訪問リーフレット
…資料3-1

個別訪問・説明結果
…資料22頁から23頁
※詳細は資料3-2

事業者アンケート結果
…資料3-3

市民アンケート結果
…資料3-4

第5回における確認事項

『第2期観光戦略』を踏まえた新観光財源の使途(明確化)に当たって

【『第2期観光戦略』と新観光財源により実施していくべきこと】

- ◆第2期観光戦略(2026年度～2030年度)ビジョン＜理想の未来像＞
「地域と共生し地域に貢献する住む人も訪れる人も満足度の高いまち」
- ①「量」から「質」への転換(稼ぐターゲティング・マーケティングの質的転換)
 - ⇒効果的に稼げる「質」への転換推進につながる「プロモーションの強化」
- ②「日帰り」から「宿泊」へ(「稼ぐエンジン(コンテンツ)」の造成強化)
 - ⇒地域の魅力を面で広げ宿泊への誘導促進につながる「サービス向上・消費拡大」
- ③観光基盤の強化(持続可能な観光経営を支える「稼ぐインフラ」の整備)
 - ⇒市民生活との調和にもつながる「受入環境の整備、観光施策推進体制等の強化」

新観光財源としての「宿泊税」の導入検討を深めるに当たって

【導入すべき観光財源について】

- ◆一定の財源規模を確保し、観光による受益者を幅広く設定できる…地方税
- ◆「観光振興の財源」という使途を明確にできる(納税義務者にも理解しやすい)…目的税
- ◆課税対象の捕捉のしやすさ、収入規模の確保の可能性…宿泊税
- ⇒新観光財源として「宿泊税」導入についての確認

【「宿泊税」の負担のあり方】

- ⇒宿泊施設(民泊施設を含む)への宿泊行為に対して
- ⇒1人1泊につき200円(一律定額制)で
- ⇒免税点を設けるべきか(一律で徴収するべきか)
- ⇒独自の課税免除は設けない
- ⇒特別徴収として、特別徴収交付金制度を設け宿泊事業者の負担を考慮(導入初期にも支援)
- これら「宿泊税」の負担のあり方について確認



第2期観光戦略
…資料24頁から42頁

観光財源について
…資料43頁から45頁

負担のあり方について
…資料46頁から56頁

これまでの会議の振り返り

1. 財源確保の目的

■日本三景「天橋立」を有する国内有数の観光地として発展

①本市は、日本三景「天橋立」に代表される豊かな自然環境と歴史・文化に恵まれ、年間約300万人が訪れる国内有数の観光地であり、観光産業が基幹産業となっています。

■世界から選ばれる観光地を目指した産業振興へ（魅力の創出から宿泊への誘導：通過型観光⇒宿泊滞在観光へ）

本市を訪れる観光客は、好調なインバウンド需要を背景に増加していくことが期待される中で、日本を代表する観光地であり続けるとともに、世界から選ばれる観光地を目指し、顧客満足度向上に向けた切れ目のない投資に加え、②市内各地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げ等による観光地としての魅力の底上げを実現し、観光客の周遊性向上や滞在時間の延長により宿泊へと誘導させていくことは、本市の観光消費額の6割を宿泊客が占めている中で、産業振興、雇用・税収の誘発の面からも効率性が高く効果的であり地域の活性化に繋がるものと考えられます。

■多様化する旅行ニーズへの対応と地域間競争を意識したまちづくり

近年の旅行形態は、個人化と共に「多品種・小ロット」と言われる、よりテーマ性が強くきめの細かい旅行商品の提供が求められるなど、旅行ニーズが変化・多様化し続ける中で、本市を滞在場所として選んでいただくためには、③プロモーションの強化や多言語化対応、ナイトタイムエコノミーの推進等これまで十分でなかった取組みなど、地域間競争を意識した観光まちづくりの取り組みが必要となります。

■新たな財源確保

こうした多様化する旅行ニーズへの対応や地域間競争を意識したまちづくりに加え、ゴミ処理経費の負担や円滑な移動と周遊性を確保する公共交通の維持、オーバーツーリズムへの対応など、観光客の増加によって生じる新たな課題への対応も必要となり、これらの観光施策を展開していくためには財源確保が必要となることから、④旅行者に市民が負担している行政サービスに対する応分の負担を求め、まちの魅力を高める施策や増加が見込まれる行政需要に振り向けていくことは、市民生活への影響を緩和し、住む人・訪れる人双方にとって、重要な意義を有するものです。

本市の観光振興施策の経費に対する負担のあり方や持続的な観光振興の必要性、将来の財政状況などを総合的に勘案した結果、⑤観光振興を持続的かつ安定的に高い水準で行っていくために観光目的財源の確保が必要になるものです。

＜財源確保の目的＞

- 日本三景「天橋立」など豊かな自然環境を保全し、歴史、伝統、文化など固有の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実を図るとともに、市民生活と調和した地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策を推進する。

2. 実施すべき観光事業・必要となる財源規模

○ **宿泊滞在型観光への転換促進を図る施策の充実**に加え、**広義の観光振興施策**として、**観光道路の美装化など景観を含めたまちの魅力向上を図る観光インフラの需要**を追加した財源規模とする。「実施すべき観光事業」の総額は約3億7千万円であり、これから既存事業の財源等を差し引くと「必要となる財源規模」は約2億円となる。

■実施すべき観光事業

		<修正前>	<修正後>
○サービス向上・消費拡大		132,500,000	152,500,000
既存	持続可能な観光地域づくり事業、大阪・関西万博きょうとの力創出・発信事業 等	112,500,000	112,500,000
新	海水浴場の開設運営、観光DXの推進、宮津燈籠流し花火大会開催支援、専門人材の活用（観光戦略の推進）等		
新	ナイトタイムエコノミーの推進、ガストロノミー・ツーリズムの推進、海を活用した周遊促進 等	20,000,000	40,000,000
○プロモーションの強化		45,600,000	55,600,000
既存	世界で最も美しい湾連携事業、歴史文化を活かした観光誘客推進事業	5,600,000	5,600,000
新	国内加盟湾連携事業、世界総会への参加、北前船文化を活かした観光誘客 等		
新	国内外のプロモーション拡充、観光DXの推進、クルーズ船誘致の強化 等	40,000,000	50,000,000
○受入環境の整備		46,300,000	76,300,000
既存	観光事務事業 / 道標等の維持管理、観光公衆トイレの維持管理、各種協議会等の負担金 等	6,300,000	6,300,000
新	観光インフラの充実 / 二次交通対策、多言語案内の整備、天橋立や街なみ景観の保全、観光客の増加に伴うごみ処理等、公共交通の維持 等	10,000,000	10,000,000
	インバウンド需要対応の強化 / 観光案内機能の充実(多言語案内の強化)、多言語表示の充実 等	30,000,000	60,000,000
	旅行者の安心・安全の確保 / 災害時における避難誘導等の防災対策、観光SDGsの推進、等		
観光施策推進体制等の維持		71,200,000	81,200,000
既存	魅力ある観光地づくり支援事業 / 海の京都DMO事業負担金、天橋立観光協会補助金	41,200,000	41,200,000
新	天橋立観光協会の運営体制の強化、災害等による観光需要の落ち込みに備えた基金の創設 等	30,000,000	40,000,000
温泉源の維持・保全			
新	成相観音温泉、天橋立温泉、宮津温泉ピント湯、湯らゆら温泉郷 の泉源維持	入湯税活用	入湯税活用
合計	既存事業	165,600,000	165,600,000
	新たな需要額	130,000,000	200,000,000

※橙字：宿泊への誘導促進に資する事業 / 青字：市民生活との調和に資する事業

(R5決算数値)		【財源】		【用途】	
【支出】				(従来)	(今後)
観光需要額	既存事業 需要額 165.6百万円	入湯税 (観光客負担) 24.2百万円		観光振興事業 (従来)	温泉源 維持保全
		国府支出金 67.1百万円			観光振興事業 (既存)
	新たな 需要額 200百万円 (130百万円)	一般財源 (市民負担) 74.3百万円			観光振興事業 (新規)
		新たな財源 (観光客負担)			行政需要 への対応

＜財源規模＞

【修正前】

必要となる財源規模 約1億3千万円

<宿泊への誘導促進 100,000千円>
市や民間団体が実施することにより
観光客の受益に繋がる事業

<市民生活との調和 30,000千円>
観光客の増加に伴う行政需要

【修正後】

必要となる財源規模 約2億円

<宿泊への誘導促進 140,000千円>
市や民間団体が実施することにより
観光客の受益に繋がる事業

<市民生活との調和 60,000千円>
観光客の増加に伴う行政需要

国内外のプロモーションやナイトタイムエコノミー等の充実

景観を含めた街の魅力向上を図る観光インフラ等の需要拡充

3. 観光財源の負担のあり方 ⇒ 資料9頁から12頁

○「2. 実施すべき観光事業」には、

- ①「市や民間団体が実施することにより、観光客の受益に繋がる事業」と
- ②「観光客の増加が要因となり、市民生活における行政サービスに追加して必要となる事業」

が存在し、「1. 観光財源の目的」の目的を達成するには、両方の事業が欠けることなく継続的に実施していくことが必要である。

○「①観光客の受益に繋がること」と「②観光客の増加が要因となること」から、**これらの事業の財源を観光客の皆様在一定の範囲内でご負担いただくことは合理性がある。**

○負担を求める手法としては、**地方税（目的税）**が適している。

区 分	事 業	負担の範囲
①市や民間団体が実施することにより、観光客の受益に繋がる事業	国内外のプロモーション強化、 多言語案内の整備、 ナイトタイムエコノミーの推進 など	観光客の受益に繋がる事業の経費
②観光客の増加が要因となり、市民生活における行政サービスに追加して必要となる事業	ごみ処理経費、 公共交通の維持など移動手段の確保対策、 災害時における避難誘導等の防災対策 など	観光客の増加が要因となり増高する経費

結論

○「実施すべき観光事業」の必要性、「必要となる財源規模」を踏まえると、**新たな観光財源は必要であり、これらの財源を観光客の皆様地方税（目的税）によりご負担いただくことは一定の合理性がある。**

種 類	安定性・継続性	受益と負担	収入規模の確保
地方税	○ <u>安定的・継続的な確保が可能</u> (強制力大)	○ <u>受益者を広く設定し、負担を求めることが可能</u>	○ 対象者の設定等により <u>規模の確保は可能</u>
分担金・負担金	△ 特定の事業に係るため、 <u>安定的であるが継続的な確保が難しい</u>	△ 受益者を個別に特定し、 <u>受益の範囲内で負担を求める必要がある</u>	△ 受益者を個別に特定する必要があり、 <u>規模は限定的</u>
使用料	○ <u>安定的・継続的な確保が可能</u>		△ 施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため <u>規模は限定的</u>
手数料			
寄付金	△ 善意や協力に基づくため、 <u>安定的・継続的な確保が難しい</u>	△ 善意や協力によるため、 <u>受益者が必ずしも負担する必要がない</u>	△ 対象者の設定は可能であるが、 <u>善意や協力によるため、規模の確保は保証されない</u>

種類	導入事例	安定性・継続性、受益と負担、収入規模の確保等
法定税	超過課税	○安定的、継続的な確保が可能 ○地方税法により税収を観光振興に要する費用に充当可能 △課税対象が入湯者に限られるため、対象施設が限定的であり、規模の確保が難しい。
	普通税	○安定的、継続的な確保が可能 △普通税は、目的税に比べ、受益と負担の関連性は薄い。 (目的税に比べ納税義務者の理解を得にくい) ○必要な財政需要の規模に応じた制度を設計しやすい。
	目的税	○安定的、継続的な確保が可能 ○目的税は、普通税と比べ、受益と負担の関連性が明確である。 (普通税に比べ納税義務者の理解を得やすい) ○宿泊や入域行為などが課税対象となり、入湯税の超過税率と比べ、課税対象が多くなることから、必要な財政需要の規模に応じた制度を設計しやすい。

観光行動		課税対象	課税対象の捕捉	備 考
旅行者の一般的な観光行動	入 域	宮津市への入域行為	△ 入域手段は多岐にわたり、 <u>補足が難しい</u>	入域税を導入しているのは、宮島など島への入域においてであり、入域手段が限定的である。
	宿 泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	○ <u>比較的捕捉が容易</u>	当地域においては、市民が宿泊施設を日常利用することは希少
	入 湯	鉱泉浴場における入湯行為		入湯税は既に導入済み
	交通機関利用	交通機関（鉄道、バス、タクシー、船舶等）	△ 市民の日常利用と観光客の利用との区別が困難であり、 <u>補足が難しい</u>	当地域は公共交通機関が少なく、市民が利用する頻度も多い。
	駐車場利用	有料駐車場の利用		市街地中心部に位置するパーキングはままちや宮津駅前駐車場は、市民が利用する頻度も多い。
	飲 食	飲食店等での飲食行為		飲食店等での飲食や小売店での土産品の購入は、市民の利用もある中、観光客の利用との区分と土産品と日用品の区分が困難。
	土 産 購 入	土産品の購入		

種 類		安定性・継続性	受益と負担	収入規模の確保	収入見込額
入湯税の超過課税	法定目的税	○ 安定的、継続的な確保が可能	○ 地方税法の規定により、税収を観光振興に要する費用に充当可能	△ 課税対象が入湯者に限られるため、対象施設が限定的であり、収入規模の確保が難しい。	1人当たり +200円とした場合は、 +6,000万円
宿泊税	法定外目的税	○ 安定的、継続的な確保が可能	○ 法定外目的税は、条例に目的と課税要件等を規定することにより、受益と負担を明確化	○ 宿泊施設への宿泊が対象となることから、入湯税の超過課税と比べ、必要な財政需要の規模に応じた制度設計が可能	1人当たり 200円とした場合、 +1億円超

これまでの方向性

- 観光財源について「安定性・継続性」、「受益と負担」、「収入規模の確保」の視点から検討を行った結果、**「地方税」**が望ましい。
- 「地方税」について「安定性・継続性」、「受益と負担」、「収入規模の確保」の視点から検討を行った結果、**「法定外目的税」**が望ましい。
- 旅行者の観光行動から見た財源について、「課税対象の捕捉」の視点から検討を行った結果、**「宿泊」及び「入湯」**が望ましい。
- 「入湯税の超過課税」と「宿泊税」について、「安定性・継続性」、「受益と負担」、「収入規模の確保」の視点から検討を行った結果、**「宿泊税」**が望ましい。

これまでの会議におけるご意見

- ①世界から選ばれる持続可能な観光地として、この地に住む、また生まれてくる子供たちにも残すため宿泊税は必要である。
- ②負担の公平性の観点から、宿泊客のみならず、日帰り客からの負担も考えるべきである。
- ③老朽化する泉源維持への対応として、入湯税を充てることはやむを得ない。
- ④コロナ等有事の際には宿泊税頼みの事業はできないので、インフラ整備など基本的な行政サービスは、既存の財源を活用すべきである。
- ⑤宿泊税とする場合の課税の根拠は、来訪者による財政需要が生じることから、その原因者に負担を求めることにある。
- ⑥宿泊施設への宿泊客だけでなく、道の駅などに車中泊される方にも負担を求めるべきではないか。
- ⑦日帰り客から観光税をとることは徴収方法から考えると不可能であり、多くの自治体が宿泊税を導入しているのは、徴税が可能であるからである。
- ⑧税金とは市場での対価関係とは無関係であり、利益の有無を税負担の根拠にはしない。
- ⑨宿泊税と入湯税が併存することになるので、その関係性を明確に提示する必要がある。
- ⑩宿泊税の仕組みとして、使途などを検証する組織を設置するべきではないか。
- ⑪必要となる財源規模については、観光客数において現状・目標ベースなど複数シミュレーションすべきである。
- ⑫予算ありきで事業を行うのではなく、本当に必要なところに必要な配分ができるような仕組みを考えるべきである。
- ⑬宿泊税が一般財源化されると、観光振興を重点化したいという目的から乖離するので目的税の方がよい。
- ⑭宿泊税の導入については、宿泊料金が安価なところは死活問題であるので、導入する場合はケアが必要である。
- ⑮ごみ処理や鉄道維持に係る住民負担の軽減に、宿泊税を使うことは反対ではないが、宿泊客の増加に重点を置くべき。

4. 宿泊税を導入する場合の課税要件等 ⇒ 資料14頁から20頁

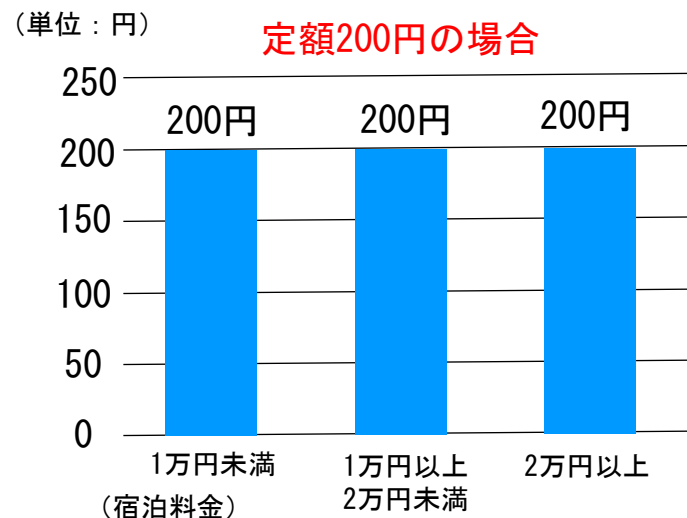
- 課税客体 : 宮津市に所在する宿泊施設（民泊施設含む。）への宿泊行為
- 納税義務者 : 宿泊施設への宿泊者
- 課税標準 : 宿泊施設への宿泊数
- 徴収方法 : 特別徴収
- 特別徴収義務者 : 宿泊事業者等
- 申告期限 : 毎月期日までに前月の初日から末日までの間の分を申告・納入する
※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能
- 税率 : 一律定額制 1人1泊につき200円
- 免税点 : 設けるべきか（一律で徴収するべきか）
- 課税免除 : 独自の課税免除措置は行わない
- 課税期間（見直し期間） : 条例施行後3年、その後は5年ごとに見直す
- 入湯税税率 : 入湯税税率の改正は行わない

1. 課税要件等について① ～ 課税客体・納税義務者・課税標準 ～ 第3回提示資料

課税要件等	方向性	考え方
課税客体	宮津市に所在する宿泊施設 (民泊施設含む。)への宿泊 行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	宿泊施設の形態に関わらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、すべての宿泊者を対象とすることが望ましい。
納税義務者	宿泊施設への宿泊者	同上
課税標準	宿泊施設への宿泊数	行政サービスの享受の程度は、滞在期間(宿泊数)によるところが大きい。

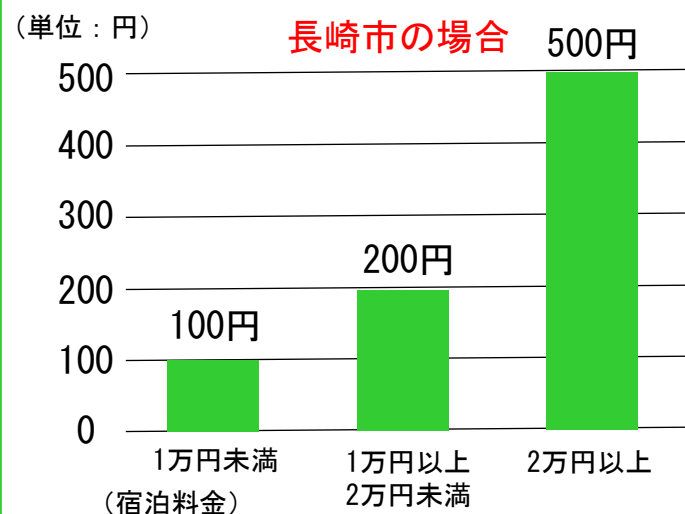
課税要件等	方向性	考え方
徴収方法	特別徴収 ・ 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	宿泊者から市が個別に徴収することは現実的ではない。
特別徴収義務者	宿泊事業者等 ・ 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・ 宿泊税の徴収について便宜を有する者	同上
申告期限	毎月期日までに前月の初日から末日までの間の分を申告・納入する ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能	基本的に、月ごとに申告・納入を行うことは必要であると考えますが、申告・納入金額が一定の金額以下の場合には、3か月ごとに行うことも可能であると考えます。

一律定額制（12団体）



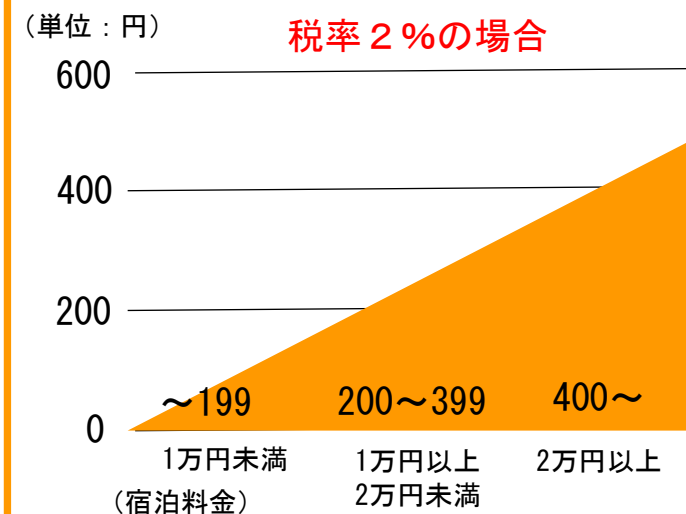
- ・ 宿泊料金に関わらず一定額で課税
- ・ 徴税の際の宿泊事業者の**計算が簡単**
- ・ 宿泊料金が低い場合は**不公平感**を感じる可能性がある。
- ・ **受益と負担の観点で公平**である

段階的定額制（11団体）



- ・ 宿泊料金の区分に応じて課税
- ・ GW等宿泊料金の違いにより徴税の際の宿泊事業者の**計算が煩雑**
- ・ 一定程度、**宿泊料金に応じた（担税力に応じた）負担**を求めることが可能

定率制（1団体）



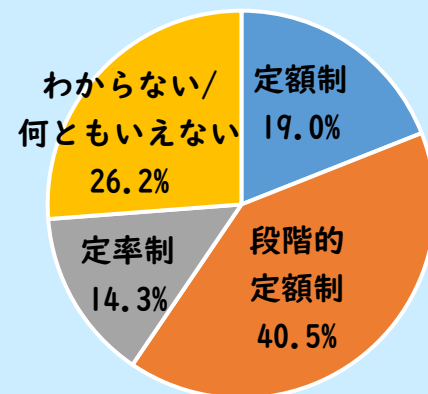
- ・ 宿泊料金に応じて課税
- ・ 徴税の際の計算は**宿泊事業者の負担となる**可能性がある
- ・ **宿泊料金に応じた（担税力に応じた）負担**を求めることが可能

税率（税額）・免税点に対する考え方

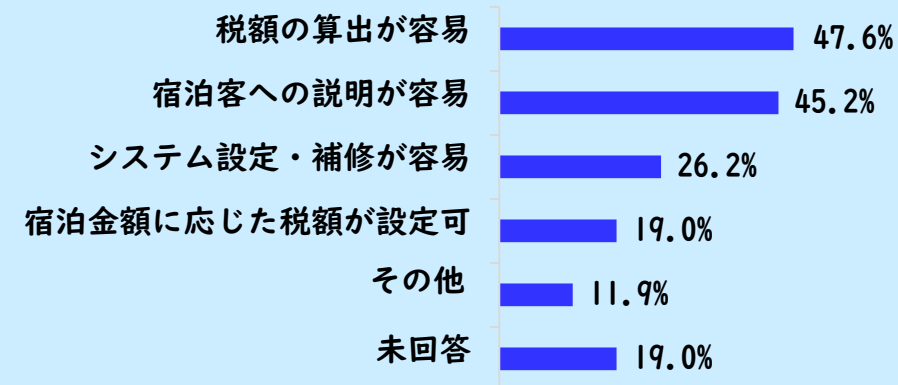
- 特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担の軽減と宿泊者の理解の得やすさのため、**簡素な制度と**することが望ましい。
- 宿泊者が享受する行政サービスは、宿泊施設の種類や宿泊料金の高低に関わらず、一定であり、差が生じるものでないとの考え方により、**一律の「定額制」**が望ましい。

観光事業者・観光客アンケート結果から

【事業者向け】宿泊税の税額の設定

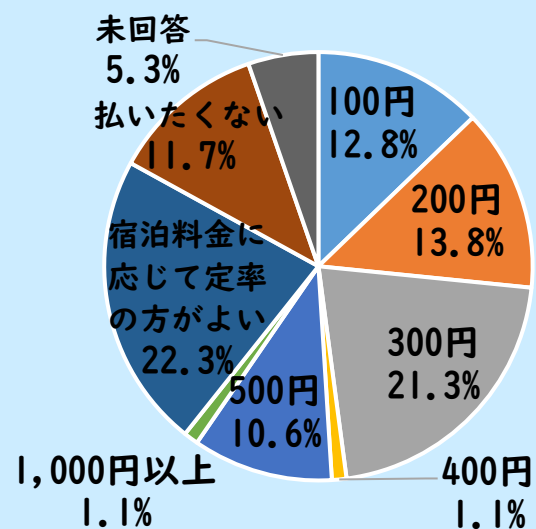


【事業者向け】左記選択の理由

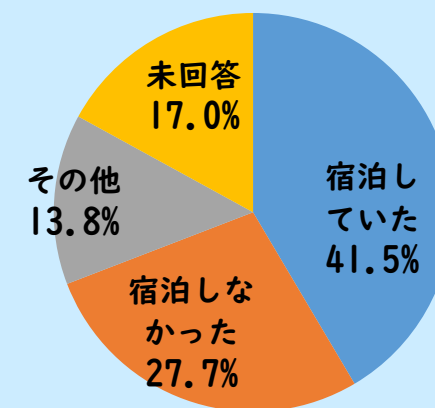


税率（税額）に係るアンケート

【宿泊客向け】宿泊税の上限



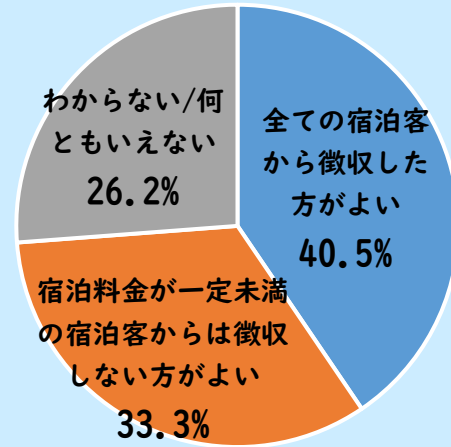
【宿泊客向け】左記上限を超える場合の宿泊の可否



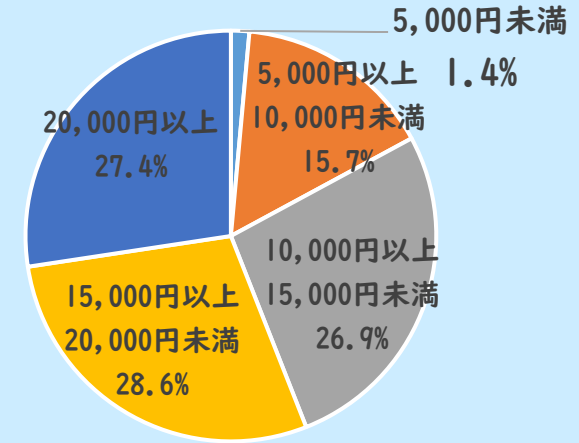
観光事業者・観光客アンケート結果から

免税点に係る
アンケート

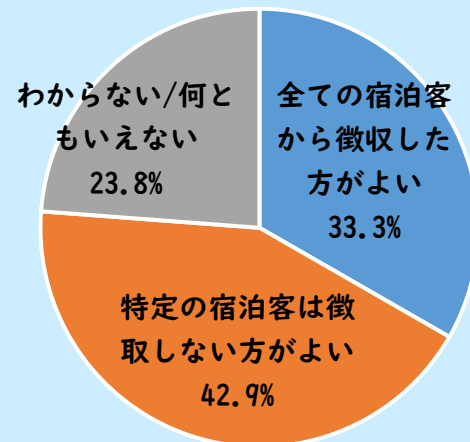
【事業者向け】 宿泊税の免税点の設定



【事業者向け】 宿泊料金別の宿泊者数

課税免除に
係るアンケート

【事業者向け】 宿泊税の課税免除



○税率設定等の考え方

◇受益と負担の観点

- ・ 宿泊者が享受する行政サービスは、宿泊施設の種類や宿泊料金の高低に関わらず、どの宿泊者も同様であり、その負担を均等に求めるもの。

◇宿泊事業者・宿泊者のわかりやすさ

- ・ 徴収を担う 宿泊事業者の負担がなるべくかからない設定とすることが必要。
- ・ 納税義務者である 宿泊者にもわかりやすい設定とすることが必要。

◇必要となる観光財源（規模）の確保

- ・ 将来における持続的な観光地形成を目指して多様な観光需要に的確に対応していくため、観光財源について一定規模を確保する必要がある。

○免税点の設定の有無

A案）宿泊料が低廉な宿泊施設の利用者の負担感を考慮し、免税点を設けることが望ましい。

B案）全ての宿泊施設の利用者に課税することとし、免税点は設けないことが望ましい。

税率：一律定額制 1人1泊につき**200円** 税収規模（想定） $200円 \times 80万人 = 1年あたり約 1億6千万円$

税率（税額）・免税点に対する考え方

- 税率は、必要となる観光財源を一定規模確保するため、1人1泊200円の一律定額制とすることが望ましい。A案）ただし、免税点を設けることとし、宿泊料金に対する税率（200円）の負担割合を考慮のうえ、設定金額は5千円とすることが望ましい。B案）また、全ての宿泊施設の利用者に課税することとし、免税点は設けないことが望ましい。

1. 課税要件等について④ ～ 課税免除・課税期間・入湯税税率の改正 ～ 第3回提示資料

課税要件等	方向性	考え方
課税免除	独自の課税免除措置は行はない	宿泊客によって行政サービスを享受する程度は変わらないため、すべての宿泊者を対象とすることが望ましい。
課税期間（見直し期間）	条例施行後3年、その後は5年ごとに見直す	総務省の通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」において、「法定外税の課税を行う期間については、（中略）原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること」とされている。 社会情勢の変化や税源の状況、財政需要、納税者の負担等を勘案し、一定期間で見直すことは必要である。
入湯税税率の改正	入湯税税率の改正は行わない（ただし、充当ルールの整理は行う）	法定税である入湯税により現行の標準税率で確保したうえで、宿泊税により必要となる財源を確保することとしたい。 （入湯税を減額するのは、減額するために宿泊税を導入するという見え方になる。増額するのは、入湯税の超過課税と宿泊税の導入というダブルの負担感を増幅することに繋がる）

5. 特別徴収義務者への支援等

○特別徴収義務者の事務負担を考慮し、特別徴収交付金制度を導入し、導入初期における支援として、交付金の上乗せ若しくはシステム改修費への支援を行うことが望ましい。周知については、宿泊事業者の負担を軽減しながら宿泊客の理解を得るため、宿泊事業者及び宿泊客向けの取組みを行うことが望ましい。

	自治体	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
特別徴収交付金等	名 称	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収奨励金	宿泊税事務処理促進交付金	特別徴収義務者報奨金	宿泊税特別徴収事務交付金
	交付額	納期内納入額の2.5% ※導入から5年間は特例措置として+0.5%、また福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間におけるすべての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算	納期内納入額の2.5% ※導入から5年間は特例措置として+0.5%、また福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間におけるすべての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算	納期内納入額の2.5% 交付上限額：50万円	納期内納入額の5.0%	納期内納入額の 6.0%	納付された金額の2.5% ※導入から5年間は特例措置として+0.5%
システム改修費補助金	名 称	なし	なし	宿泊税システム整備費補助金	なし	システム改修費整備補助金	宿泊税システム整備費等補助金
	交付額	—	—	補助率：2分の1 補助限度額：50万円	—	①50万円まで全額補助 ②50万円を超える部分は2分の1補助 ※ただし、①と②合わせて補助額100万円を限度とする。	補助率：2分の1 補助限度額：50万円

特別徴収交付金等に対する考え方

○先行導入自治体は、全て特別徴収交付金等を宿泊事業者へ交付する制度を創設。

○二セコ町以外の先行導入自治体は、システム改修費補助金か、導入後5年間は特別徴収交付金等への上乗せ措置を実施。

○アンケートの結果より「システム改修に係る経費の負担」「申告や納入等の事務負担」の不安を抱える事業者が多い状況。

○特別徴収義務者の事務負担を考慮し、特別徴収交付金制度を導入し、導入初期における支援として、交付金の上乗せ若しくはシステム改修費への支援を行うことが望ましい。

1. 宿泊事業者個別説明の結果について

1. 宿泊事業者個別説明の結果について

宿泊事業者個別説明の概要

○事業者：説明希望のあった32事業者（ホテル1、旅館7、簡易宿所21、民泊3）

○訪問期間：令和8年2月3日（火）～6月8日（月）

○配布資料：リーフレット（資料3-1）

観光事業〈既存事業〉一覧

宮津市観光戦略に係る事業案

宿泊税に係る宿泊事業者説明資料

広島県 宿泊税の手引き（概略版）

○宿泊事業者の主な意見は、別紙資料3-2（宿泊事業者個別説明 主な意見（項目別））のとおり

2. 第2期観光戦略を踏まえた観光財源の使途について

◆第2期 宮津市観光戦略(2026-2030)について

■ 宿泊事業者への個別訪問・説明のリーフレットでの説明

【新たに観光財源が必要な理由(検討目的)】

◆将来にわたり「選ばれる観光地」であり続けるため

※「天橋立があるだけ」では選ばれない
(300万人超の来訪者のうち8割近くが日帰り客)

※観光の「質(宿泊・滞在)」を高める必要がある

◆観光と市民生活が調和したまちづくりを進めるため

※交通渋滞、公共交通の混雑、ゴミ処理量の増加
など、市民の暮らしへの様々な影響も出ている

【新観光財源により実施する必要な取組】

◆「天橋立」プラスワン(地域の魅力を面で広げる)

◆「日帰り」から「宿泊」への転換

◆ターゲット型プロモーションへの転換

◆市民生活との調和(観光客の受入環境の整備)

◆ゴミ処理や景観維持の強化

◆路線バス等の混雑緩和を図り、観光客も市民も快適に移動できる環境の整備

「選ばれる観光地」であり続けるための2つの柱

① 地域経済力が高まるまちづくり



② 市民の暮らしを守る



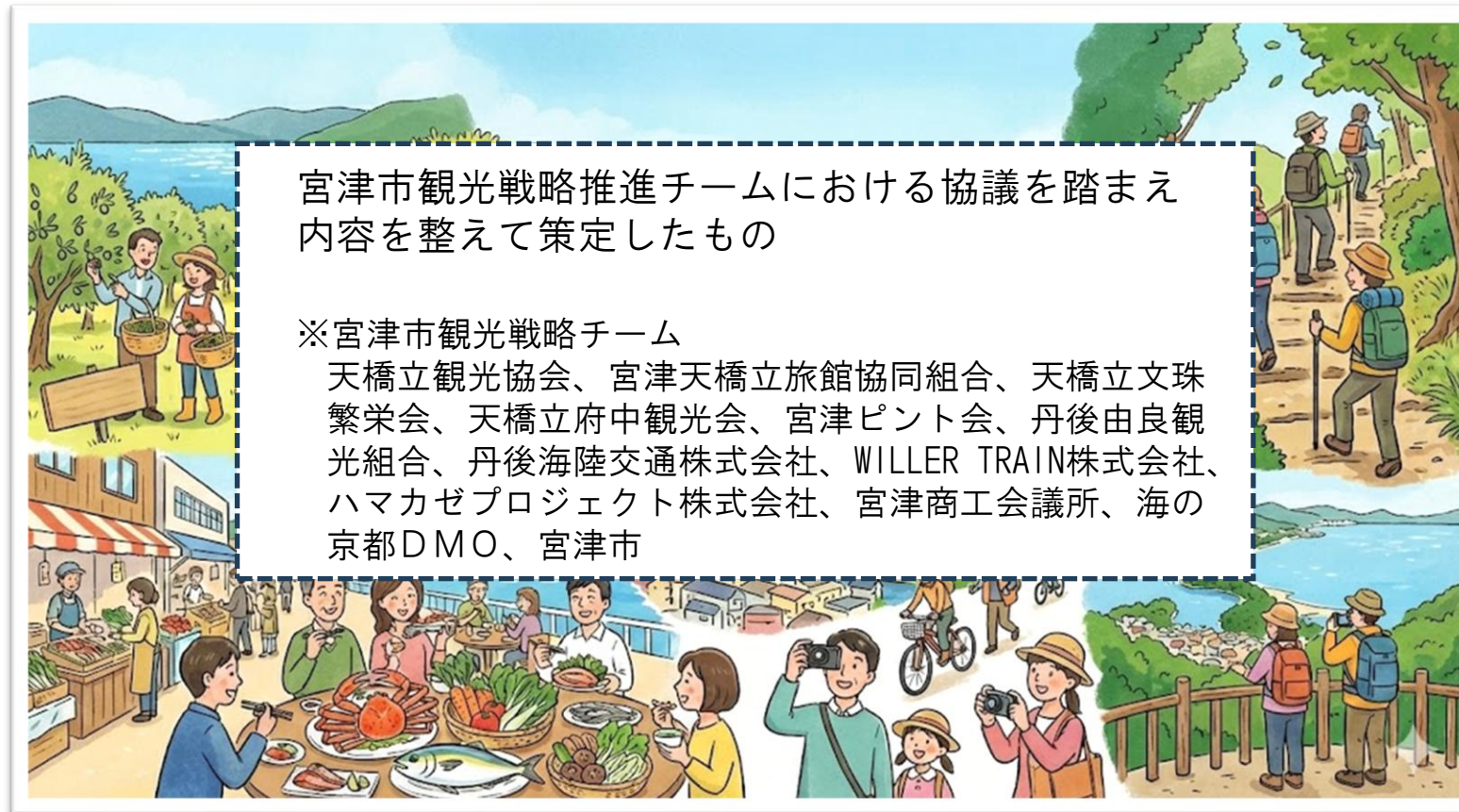
- ・市民生活との調和(観光客の受入環境の整備)
- ・ゴミ処理や景観維持を強化
- ・路線バス等の混雑緩和を図り、観光客も市民も快適に移動できる環境の整備

宿泊事業者からの主な意見

- ◆宿泊客が不便に感じている部分の解消をされたい
 - ・公共交通機関の充実　・飲食店等の増加・魅力向上　など
- ◆宿泊客の満足度向上・観光地として存続できる環境づくりを進めてほしい
 - ・夜のにぎわいづくり　・人材育成・確保への支援　など
- ◆天橋立以外の周辺地域に恩恵が実感できるような具体的な取組を提示されたい
- ◆宿泊税だけでなく、駐車場、飲食、土産物購入などにも課税し、オール宮津で取り組むべき
- ◆「何のために導入するのか」「何に使っているのか」を明確にしたリーフレットを作成されたい
- ◆宿泊税を導入したとしても負担感を感じないと思うので、宿泊地の選択の妨げにはならない
- ◆来訪者、特に宿泊者はゴミの排出が多いことから「宿泊税」の導入は当然である
- ◆家族での宿泊の場合、人数分宿泊税がかかるのでその影響がどの程度でるのか心配
- ◆宿泊税を導入するなら、できるだけわかりやすいよう定額にされたい
免税点の設定については、設ける：19%、設けない：25%、どちらでもない：56%
- ◆宿泊税を導入するとなると、申告納付に負担を感じるので、申告納付を電子化するなど、手間が増えないような仕組みにされたい

第2期 宮津市観光戦略(2026-2030)【抜粋版】

～このまちの魅力を磨き、次の5年へ～



令和8年（2026年）2月 京都府 宮津市

02 観光戦略のビジョン

観光戦略ビジョン（理想の未来像）～何を目指すのか？～
地域と共生し地域に貢献する住む人も訪れる人も満足度の高いまち

※第7次宮津市総合計画に掲げる「観光振興の目指すべき姿」を観光戦略ビジョンとして定義

満足度の高い選ばれる観光地としてにぎわいにあふれ、持続可能な観光まちづくりにより地域社会と観光が共生する活気あるまちを目指します。



「天橋立」を地域の宝として、地域全体が「稼ぎ、喜び、潤う」仕組みへの進化。

エリアコンセプト

天につながる太古の聖地・天橋立

～天につながる太古の聖地～

祈りが天に届く場所で神仏の源流に触れる幸福感。神が天地を往来し、仏が人を導く聖地として往古より人々に守られ続けている天橋立。

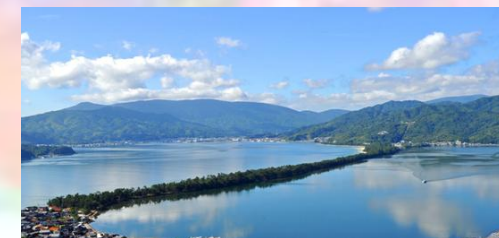
日本創世の神イザナギノミコトが天界から下ろした梯子の根本地とされる 元伊勢籠神社の奥宮「眞名井神社」の古代祭祀場や、天空の観音霊場「成相寺」。天地に暴れる龍を文殊菩薩が善龍に改心させたとされる智恵の文殊として名高い「智恩寺」。ここでは天につながる「天地和合」の物語を今も感じることができる。天橋立地域は神と仏が交わる空間とも言われ、室町時代の画聖・雪舟が描いた国宝「天橋立図」には前述の三所に朱が施され、全体が一つの聖域として描かれています。古来、人々は天架ける浮き橋を通して自らの祈りが神仏の御許に届く様子を思い描きながら、海渡る参道・天橋立を渡ったのです。

想起を促すプロモーション映像

◆天につながる太古の聖地～海の京都/天橋立観光協会～



◆天橋立の世界遺産登録を目指して～天橋立伝説～



“宮津市観光圏”

天橋立を宮津観光の玄関口と位置づけ、その集客力を市内各地の多彩な観光スポットへと繋ぐことで、地域全体の周遊性を高める。

- ⇒ 「天橋立」は、海の京都観光エリアの“ど真ん中”
- ⇒ 「天橋立」「伊根の舟屋群（伊根町）」の高い認知度をうまく活用
- ⇒ シャワー効果によるエリア内周遊、滞在時間の延長 ➡ エリア内で“稼ぐ観光”



05-1 マーケティング&マネジメント

推進チームによる実行体制 ～現場が主役の意思～

戦略を動かす2つのエンジン

マーケティング：データに基づく誘客 顧客を深く知り、効率的に稼ぐ

これまでの不特定多数へのアプローチをやめ、データに基づき「宮津の価値を認めてくれる方」とより深くつながります。

- ・CRM（顧客管理）の本格導入：「誰が・いつ・どこで・いくら消費したか」を可視化。
- ・ターゲットの精密化：欧米豪・台湾などの「高付加価値層」をデータで特定。
- ・リアルタイム・フィードバック：満足度を即座に拾い、改善へ繋げる「旅ナカ調査」。



マネジメント：地域共創のガバナンス 地域が主役となり、持続的に稼ぐ

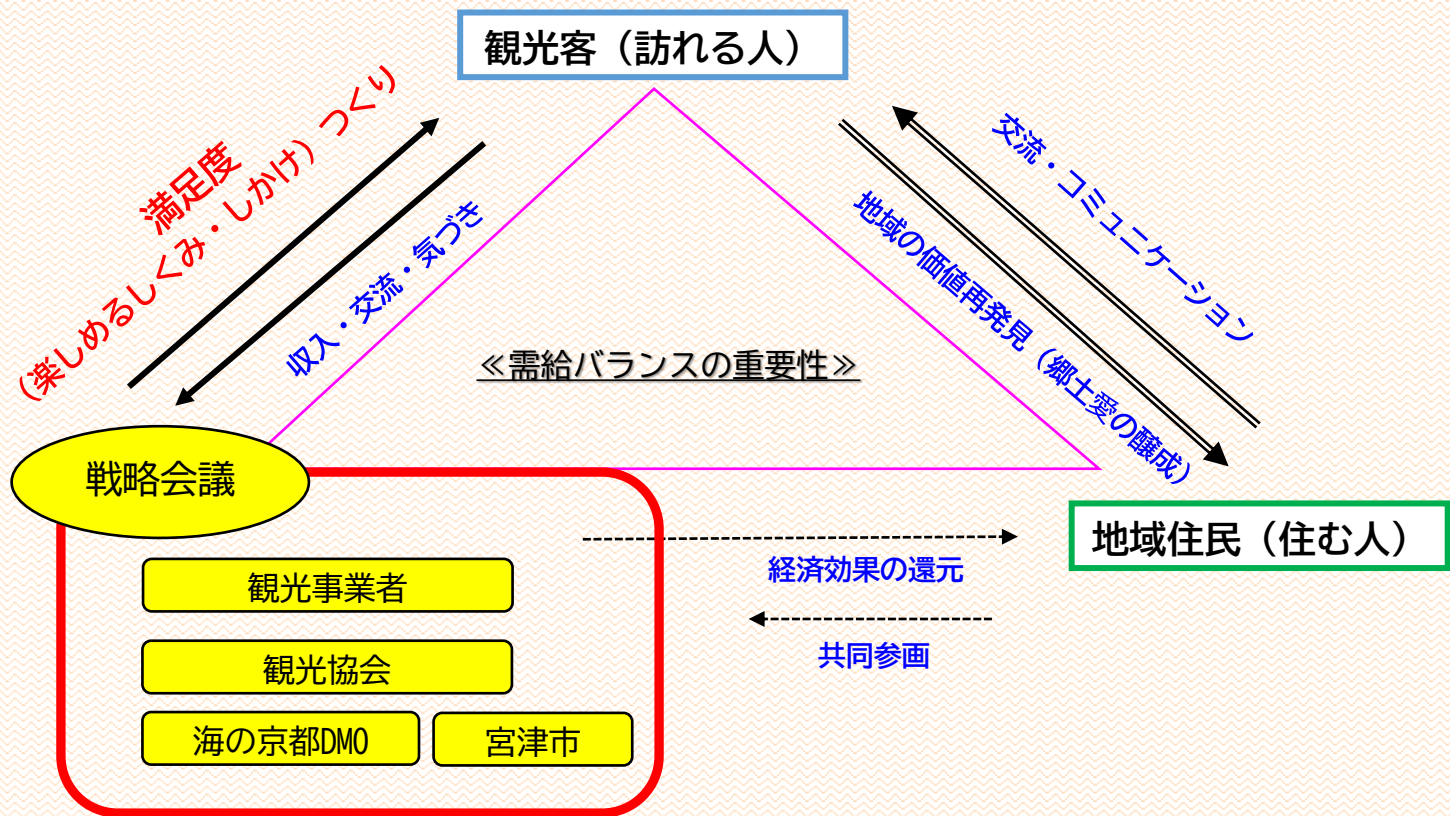
観光インフラの維持限界を克服するため、稼いだ外貨を地域の足（交通）やDXに再投資する自律的な仕組みを確立します。

- ・推進チームによる意思決定：行政と民間事業者（現場）が一体となったスピード感ある実行。
- ・再投資サイクル：新たな財源の確保による収益を現場が必要とするインフラへ還元。
- ・プロフェッショナル人材の育成：高単価に見合う「おもてなし」と「経営スキル」の向上。



05-2 マネジメント：自律的な運営体制①

持続可能で豊かなまちにしていけるために、行政だけではなく、市民の皆様や地域の各種団体、企業、宮津市に関わる人たち（みんな）と一緒に話し合い、知恵を絞り、ともに力を合わせて創り上げること＝「共創」により、実現することを目指します。



宮津市観光推進会議

《観光戦略推進チーム》

天橋立観光協会・宮津天橋立観光旅館協同組合・
天橋立文珠繁栄会・宮津商工会議所
天橋立府中観光会・宮津ピント会・丹後由良観光
組合・丹後海陸交通株式会社
WILLER-TRAINS株式会社・ハマカゼプロジェ
クト株式会社

宮津市観光推進会議

宮津市産業経済部 商工観光課

海の京都DMO

（宮津市・福知山市・舞鶴市・綾部市
京丹後市・伊根町・与謝野町）

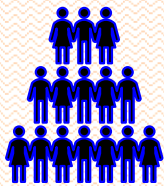
宮津市観光戦略の進め方

「観光戦略推進チーム」が中心となり、戦略重点事項と戦略の柱に基づき推進します。関わるすべての人が宮津のファンとなり、共に未来を創る「共創のまち」を目指します。



05-3

マネジメント：自律的な運営体制②



推進チームの意思決定

事業者主体のスピード感ある実行。行政と民間事業者（現場）が一体となった意思決定フローを構築。



独自財源の再投資

新たな税等の収益をインフラ（DX・交通）等へ還元。地域が自ら稼ぎ、自らを強化するサイクル。



プロフェッショナルの育成

高単価に見合う「おもてなし」と「経営スキル向上」を両立。地域を支える次世代リーダーの輩出。



専門人材とA I の活用

専門人材とA I によるデータ分析とマーケティングの実行。

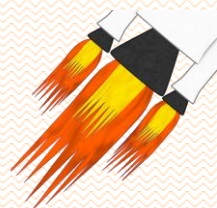
06 2030年に向けたロードマップ

5年間ロードマップ 2030ゴール：世界から選ばれる持続可能な観光地の実現

2024-2025
OS更新期：CRM導入、推進体制の整備



2026-2027
エンジン始動期：推進チームによる実行体制の推進
（マーケティング＆マネジメント）



2028-2029
加速・拡張期：再投資サイクルの始動

1年間の流れ



第1四半期～第3四半期	第4四半期
事業実行	見直し・修正

【目的】

人手不足という物理的課題を打破するため、データに基づくマーケティングにより、効果的に稼げる「質」への転換を推進します。

戦略の柱：稼ぐターゲティング・マーケティングの質的転換

① CRM活用による「効率的リピーターの定着と拡大」

- ✓ データに基づき、再訪可能性の高い層へピンポイントに訴求
- ✓ 新規獲得コストを抑制し、経営の安定化と生産性向上を図る

② 高付加価値マーケットへの集中

「上質な」インバウンド誘客の強化

- ✓ 欧米豪・台湾へのプロモーションと受入体制の高度化
- ✓ 台湾を中心とするF I Tへ効果的な情報発信

③ 未来への投資：探究型教育旅行を通じたファンづくり

- ✓ SDGsや探究学習プログラムなど、地域の課題を教材化し、繋がりを深くするための仕組みづくり
- ✓ 10年後、20年後のリピーターとなる「未来のファン」を育成
- ✓ 京都府立丹後郷土資料館を活用した教育旅行誘致の底上げ

4つの視点への影響と価値

経済価値

消費単価の向上により、少ない入込数でも事業者の利益を最大化します。

社会価値

過度な混雑を回避し、観光と市民生活の快適な共生を実現します。

環境保全

マナー意識の高い層を招くことで、景観や自然環境への負荷を抑制します。

経営基盤

データ経営の導入により、効率的かつ持続可能な運営体制を構築します。

重点事項①－2：■「量」から「質」への転換

日帰り客の「量」を、将来の「質」への投資へ

「通過点」から「接点」への転換

7～8割を占める日帰り客は、単なる「消費」の対象ではなく、将来宮津市を支える「宮津ファン」の母集団として戦略的に位置づける必要があります。

- ・「日帰り客は、宮津を深く愛してくれる未来のファン（原石）である」

『量から質へ』と言っても、日帰り客を減らすという意味ではありません。7～8割の方々が来訪くださるからこそ、その中から宮津を深く愛してくれるファンを見つけ出すことができます。
つまり、日帰り客の皆様は『未来の優良顧客の候補者リスト』なのです！

- ・「CRM（顧客データ活用）の役割」

具体的な購買内容や満足度を可視化するためには、顧客データを継続的に蓄積するCRMのツールを活用することが必要です。

- ・「滞在時間の延長が宿泊への第一歩」

『日帰りで十分』と思わせるのではなく、【宮津の宝】に触れる機会を増やすことが必要です。
滞在が1時間延びることにより、『次は泊まりたい』という宿泊意欲を高めるきっかけとなります。

- ・「周遊・分散への誘導」

地域で活躍する人材と連携し、日帰り客を周辺の資源に触れる場所へ誘導することにより、周遊・分散が促進されます。

【目的】

滞在時間を延ばし、地域での消費機会を最大化することで、単なる景勝地としての「通過」から、何度でも泊まりたくなる「滞在」への価値転換を図ります。

戦略の柱：「稼ぐエンジン（コンテンツ）」の造成強化

① 「美食のまちづくり」

食を目的に選ばれる仕組みづくり

- ✓ 海の京都・宮津エリアの食材や食文化の保持・伝承等を意識した「ガストロノミー」の推進
- ✓ 生産者と連携した「食の魅力」の発信と、地域内調達による経済循環の強化

② ナイトタイムエコノミー（夜の消費）の創出

- ✓ 天橋立ライトアップなどのイベントと連動した、飲食・バー等の夜の消費コンテンツの拡充
- ✓ 宿泊客だけが体験できるプレミアムな夜のアクティビティ開発

③ 「天橋立プラスワン」の磨き上げ

- ✓ 天橋立や市街地・由良・上宮津・橋北等の地域資源を活かした周遊プログラムの開発と地域を支える「人材の育成」
- ✓ 歴史・文化・産業を体験できるコンテンツの磨き上げによる滞在時間の延長を促進し、宿泊への動機づけを強化

④ 世界へ誇る「温泉文化」の継承と新たな価値創造

- ✓ 4大温泉の認知度向上と温泉情緒を感じる温泉街の景観整備
- ✓ 「泊まりたくなる温泉地」に向けた新たな観光価値の創造

4つの視点への影響と価値

経済価値

夕食・夜の消費機会が増えることで、宿泊客数及び地域内消費額を大幅に引き上げます。

社会価値

魅力的な飲食・文化コンテンツが増えることで、シビックプライドの醸成につながります。

環境保全

景観や温泉など、「守るべき資源」の収益化により、保全のための原資を生み出します。

経営基盤

コンテンツの有料化・商品化を進めることで、補助金に頼らない自立型経営へ移行します。

【目的】

人手不足と交通課題という構造的ボトルネックを解消し、独自財源による再投資サイクルを確立することで、持続可能で高品質な観光地経営の基盤を構築します。

戦略の柱：持続可能な観光地経営を支える「稼ぐインフラ」の整備

① 人手不足対策としての「省人化DX」の実装

- ✓ AIの活用や共通予約システムの導入による事務・接客の効率化
- ✓ 機械化による余剰時間を「人ならではのおもてなし」へ再配分し、満足度を向上

② 「移動のサービス化」による二次交通の整備

- ✓ ライドシェアやオンデマンド交通の導入、海を活用した魅力づくりにより、公共交通を補完する移動手段を確保
- ✓ 観光客の利便性向上とともに、地域住民の移動課題も同時に解決する仕組みの構築

③ サステナブルな観光地としての品質管理と向上

- ✓ 国際基準(GSTC)に準じたクオリティ・コントロールと、定期的・客観的な満足度調査の実施
- ✓ 観光客・事業者・市民の声をインフラ改善に反映させるPDCAサイクルの確立

④ 新たな税の導入による「再投資サイクル」の確立

- ✓ 徴収した税を、持続可能な観光地づくりへ還元する仕組みと再投資サイクルの確立

4つの視点への影響と価値

経済価値

再投資によって観光の質を高め、更なる高単価・高収益につなげます。

社会価値

MaaS等の導入により、市民の移動利便性が向上し、観光と生活が調和する社会を創ります。

環境保全

過度なマイカー抑制やごみの減量化等により環境負担軽減を実現します。

経営基盤

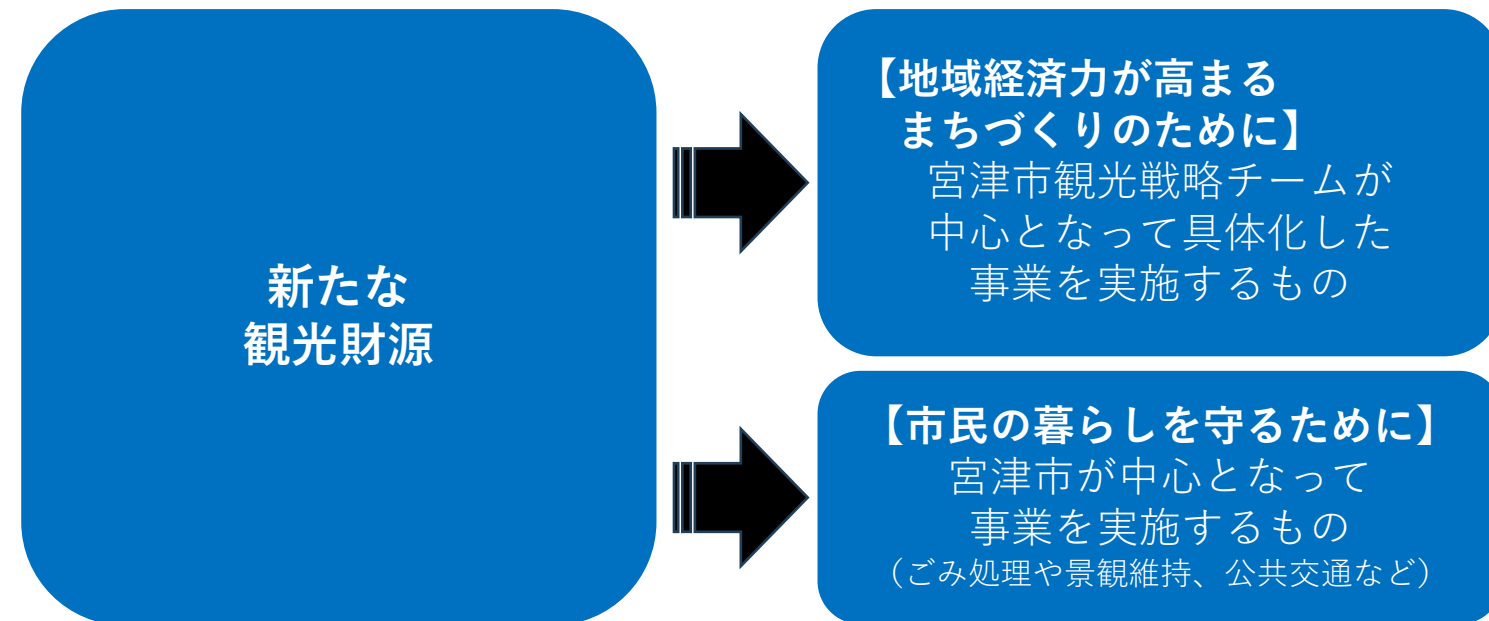
独自の安定財源を持つことで、中長期的な視点での戦略的な投資につなげます。

◆観光戦略における重点事項と新観光財源により実施する必要な取組例

以下の取組例は、宮津市観光戦略推進チームが中心となり、『第２期宮津市観光戦略』の重点事項に係る柱に基づき事業を推進していく中で、新観光財源を前提に具体化していくことになるものです（その取組例になります）

※宮津市観光戦略チーム

天橋立観光協会、宮津天橋立旅館協同組合、天橋立文珠繁栄会、天橋立府中観光会、宮津ピント会、丹後由良観光組合、丹後海陸交通株式会社、WILLER TRAIN株式会社、ハマカゼプロジェクト株式会社、宮津商工会議所、海の京都DMO、宮津市



※効果的に稼げる「質」への転換推進につながる「プロモーションの強化」

＜方針2＞プロモーションの強化

観光DXの推進			
事業案	内容	役割分担（誰がする）	備考
① 「お帰りなさい」自動アプローチ	宿泊時期や好みに合わせ、再来訪を促すDMや限定情報を自動配信。	【DMO】 自動配信設定 【事業者】 特典プランの企画	勘に頼っていたリピート施策を自動化し、「案内不足」を解消します。
② 宮津ファン・CRM基盤の構築	市内共通の会員組織（デジタル市民）を構築し、顧客属性を累積・共有する	【DMO】 システム運用・分析 【事業者】 会員獲得の接点	個別の宿泊事業者がシステムを投資する負担をゼロにし、士全体でリピーターを維持します。
③ データ経営・伴走支援	蓄積データを分析し、観光事業者にフィードバック。価格戦略や新メニュー開発を支援。	【市/DMO】 セミナー・伴走 【事業者】 サービスの改善	「経営の質向上」と地域全体の稼ぐ力を底上げします。
国内外プロモーション（ターゲット戦略/40～60代・女性主導・夫婦旅）			
① 「大人の記念日」お祝い基盤	誕生日、結婚記念日などのデータを共有化。どの宿に泊まっても「以前も宮津でお祝いされましたね」という一歩先の接客。	【DMO】 記念日管理システム運用 【事業者】 特典（乾杯酒等）の提供	個別の宿の記憶を「街の記憶」へ。リピートするほど大切にされる安心感を作ります。
② 満足度データの現場還元	「何に不満を感じ、何に喜んだか」をAI分析。サービス改善のヒントとして観光事業者に共有。	【市/DMO】 データ分析・研修 【事業者】 施設・接客のブラッシュアップ	「宮津のファンを増やすための経営ヒント」として事業者に還元します。
国内外プロモーション（ターゲット戦略/教育旅行）			
① 課題解決型・探究プログラム開発	SDGsや地域課題（空き家、環境、食文化）を教材化。生徒が自ら考え、行動するプログラムの構築。	【DMO/市】 教材開発・コーディネート 【事業者】 現場・素材の提供	個別の宿や体験施設では難しい、学校のニーズに合わせた「質の高い教材」を提供します。
② 「ふるさと登録制度」との連携	教育旅行参加者を「デジタル市民」として登録。旅行後も地域の情報が届き、再訪を促す仕組み。	【市/DMO】 システム連携・情報配信 【事業者】 特典プランの提供	「生徒」を「未来のファン（関係人口）」へ転換。将来的なリターンや再訪のきっかけを作ります。
国内外プロモーション（温泉文化）			
① 「温泉の玄関口」足湯・カフェ整備	天橋立駅周辺等に、誰でも気軽に温泉文化に触れられる「高機能な足湯スペース」を設置。	【市/DMO】 施設整備・維持管理 【事業者】 運営協力・カフェメニュー開発	宿の浴場を解放しなくても、温泉地としての「おもてなし」を可視化できます。
② 宿泊者限定「湯上がり体験」開発	宿泊客だけが楽しめる、地酒や地元の茶、静かな景観をセットにした「湯上がり処」の演出支援。	【DMO】 演出提案・プロモーション 【事業者】 館内サービスの向上	改修された魅力ある浴場を「宿泊してこそ味わえる価値」として最大化します。
③ ユネスコ無形文化遺産・啓発活動	温泉文化（マナー、歴史、健康効果）を伝える展示やガイド、デジタルコンテンツの作成。	【市/DMO】 広報・展示企画 【事業者】 宿泊客への文化発信	2030年の世界登録を見据え、地域全体で「温泉の価値」を発信します。
国内外プロモーション（天橋立プラスワン/地域資源活用・地域経済力の向上）			
① エリア・プロモーターの配置	天橋立や由良、上宮津、市街地、橋北等の各エリアに、ビジネス化を担う「地域商社的」な担当者を配置・支援。	【DMO/市】 専門人材の派遣・育成 【地域団体】 現場での受入・運営	売る立場の視点で「売れる商品」への磨き上げと販路開拓を加速させます。
② 地域資源の「保全・活用」基金	天橋立の保全活動や天然杉や歴史的建造物などの維持管理と、それを活用した観光収益を循環させる仕組みの構築。	【市/DMO】 基金管理・活用支援 【地域】 資源の維持管理・ガイド	「資源を守る活動」へ直接還元し、地域が観光を受け入れるインセンティブを作ります。
③ 高付加価値ガイド・ネットワーク	単なる説明ではなく、歴史の背景や自然の価値を専門的に語れる多言語対応ガイドの育成と組織化。	【DMO】 研修・認定・マッチング 【地域住民】 ガイド実践	教育旅行の「深い学び」やインバウンドの「知的好奇心に応える」満足度を高めます。
クルーズ船誘致の強化			
① 寄港地観光（エクスカージョン）の多様化と受入整備	乗客向け「特別拝観」や「伝統工芸体験」など、プレミアムな体験メニューの開発支援。港から観光地・飲食店を繋ぐ、多言語対応のガイド・シャトル輸送の最適化	クルーズ客を街中へ確実に誘導し、「寄港地での消費額」を最大化。飲食店や土産物店、体験型施設への直接的な経済効果を生み出す。	

※役割分担（DMO）：天橋立観光協会・海の京都DMO

※地域の魅力を面で広げ宿泊への誘導促進につながる「サービス向上・消費拡大」

<方針Ⅰ>サービス向上・消費拡大

ガストロノミーツーリズムの推進			
事業案	内容	役割分担（誰がする）	備考
① 天橋立ガストロノミー・ラボ（仮）	海の京都の食材を活用し調理技術を研究・共有する「実験場」。意欲あるシェフの知見共有。	【DMO】 研究環境整備・運営 【事業者】 共同研究・新メニュー開発	活用食材の確保や専門講師の手配などの環境整備の下、料理人の「技」を支援します。
② 宿泊者限定「プレミア・マルシェ」	一般客は入れない早朝の漁港におけるセリの見学など、その場で厳選した食材を宿で食べる「特別体験」の提供。	【DMO/生産者】 現場調整・案内 【事業者】 宿泊者への同行・提供	「泊まらないと体験できない」という、宿泊への最も強力な動機付け（インセンティブ）を創出します。
③ 食のストーリーテラー育成（食の語り部）	食材の背景（誰がどう育てたか）を魅力的に伝える手法や、お品書きのデジタル化と接客スキルの向上。	【DMO】 研修・コンテンツ化 【事業者】 ストーリーを添えた接客	「ただ美味しい」から「ここでしか食べられない意味」へと価値を高め、高単価を実現します。
ナイトタイムエコノミーの推進			
① 常設・情緒的ライティング	歴史的建造物や石畳を温かい光で照らす常設照明。夜歩きの「安心感」と「美観」の両立。	【市/DMO】 照明設置・維持管理 【地域/寺社】 敷地提供・協力	安心安全なまち歩きと、永続的に街の価値を高めます。
② 宿泊者専用「寺院・史跡パー」	夜の寺院や史跡を活用。特定の時間帯、宿泊者だけがアクセスできる「静かな酒場・茶屋」。	【DMO】 企画・運営支援 【事業者/寺社】 会場提供・参画	ユニークベニュー（歴史的建造物・神社仏閣・城郭・庭園・商店街・公園などの、独特の雰囲気を持つ特別な場所）により、「夜の目的地」を創出します。
③ 夜間営業・高付加価値化支援	イベント開催や照明演出の導入を支援。	【市/DMO】 助成・専門家派遣 【事業者】 夜間営業の実践	ターゲット（成熟層）が求める「質」を高める「歩きたくなる、外出したくなる」モデルを作ります
海を活用した周遊促進			
①海上二次交通（シータクシー）のネットワーク化	・ 天橋立～伊根～宮津をダイレクトに結ぶ小型船舶（シータクシー）の交通網の構築 ・ 宿泊者限定の「海からのチェックイン」プランの開発		陸路の渋滞（観光シーズンの国道178号等）を回避する「第2の足」を確立。移動そのものを観光コンテンツ化し、宿泊施設へのアクセス利便性と満足度を同時に高めます。
②ナイト・サンセットクルーズによる滞在時間の延長	・ 宮津湾でのサンセットクルーズや、夜間の伊根・天橋立を巡るライトアップ航路の運航 ・ 船上での地酒・地産食材の提供（ガストロノミー）		昼間に偏る観光客を夕刻～夜間へ分散させ、「地域内での宿泊・夕食需要」を強力に喚起し、宿泊単価の向上と、夜のエンターテインメントを高めます。
③海洋資源を活かした「海洋教育・エコツーリズム」の展開	・ 「海ごみ問題」や「里海文化」を学ぶ、ガイド付きのチャーター船ツアーの実施 ・ 漁業体験と連動した宿泊プランの助成・プロモーション		単なる見学に留まらない「高付加価値な体験型観光」を構築。環境意識の高い客層（サステナブルツーリズム志向）を呼び込み、地域の文化・環境保護と経済活動を両立させます。

※役割分担（DMO）：天橋立観光協会・海の京都DMO

※市民生活との調和にもつながる「受入環境の整備、観光施策推進体制等の強化」

宿泊事業者への個別訪問・説明で提示した取組例

<方針3>受入環境の整備

観光インフラの充実①			
事業案	内容	役割分担（誰がする）	備考
① 共通DX基盤の導入支援	予約・在庫・決済を一括管理するシステムの導入補助。館内オペレーションのペーパーレス化や接客環境の整備	【DMO】 システム選定・導入支援 【事業者】 現場でのツール活用	事務作業を自動化し、スタッフが「接客」に集中できる時間を生み出します。
② AI多言語コンシェルジュ	24時間対応のAIが、多言語で「周辺観光」や「よくある質問」に回答。夜間・混雑時の負担軽減。	【DMO】 コンテンツ・学習管理 【事業者】 宿泊客への利用案内	スタッフの多言語対応や夜間対応の心理的・物理的負担を軽減します。
③ 官津版「共助型」ライドシェア	タクシー不足を補うため、タクシー会社管理の下、自家用車活用、地域の協力ドライバーによる夜間・早朝の運行支援。	【市/DMO/タクシー業者】 運営支援 【地域/事業者】 協力・案内	「足がないから外に出ない」宿泊客を街へ送り出し、夜の消費（飲食等）を活性化させます。
④ マルチモビリティ・ハブ整備	グリスロ（低速電動車）、電動3輪車（EVトライク）、シェアサイクルの拠点と専用駐車スペースの整備。	【市/DMO】 車両・拠点整備 【事業者】 貸出・案内連携	天橋立～市街地～由良等の移動を「楽しむ体験」に変え、宿泊客の回遊性を高めます。
⑤ 駐車場＋交通予約システム	駐車場予約と、そこからの二次交通（シャトル等）をセットで事前確保できるデジタル基盤の構築。	【DMO】 システム構築・運用 【事業者】 宿泊客への事前案内	渋滞や駐車場探しのストレスを解消し、スムーズな宿泊・観光体験を提供することで、旅行の満足度を最大化し、リピート利用を促します。
インバウンド需要対応の充実			
① 高付加価値層向けBtoB商談	欧米豪の富裕層を抱える海外エージェントへの直接提案と関係構築による誘客の強化	【DMO】 商談・セールス 【事業者】 受入商品の提供	一般の広告では届かない、1泊数十万円を支払う超富裕層への販路を拓きます。
② 台湾FIT特化型SNS戦略	台湾の親日・リピーター層に対し、写真映えや食に特化したターゲット広告と「刺さる」発信を強化。	【観光協会/DMO】 広告・運用 【事業者】 SNS向け撮影環境整備	訪問意欲の高い層を特定し、無駄のない情報発信で着実な来訪に繋がます。
③ GSTC（世界基準）認証・実践	国際基準の持続可能な観光地としての認証取得。ゴミ削減や文化保護等の具体的なアクションを推進。	【市/DMO】 認証管理・指導 【事業者】 現場での基準実践	「環境や文化を大切にする街」という国際的なお墨付きを得て、ブランド力を高めます。
④ 多言語・キャッシュレス高度化	単なる翻訳ではなく、各国の文化背景に合わせた案内（ベジタリアン対応等）や決済インフラを再整備。	【市/DMO】 共通ツール導入支援 【事業者】 店頭での多言語対応	外国人観光客のストレスを徹底的に排除し、「過ごしやすさ」による満足度向上を図ります。
旅行者の安心・安全確保			
① クリーン・ツーリズムの推進（啓発）	「ゴミを持ち帰る美学」を伝える啓発。環境配慮型アメニティ導入支援や、ゴミを出さない旅の提案。	【市/DMO】 啓発ツール開発 【事業者】 宿泊客へのマナー案内	「ゴミ処理費」ではなく「景観維持費」として活用。市民の不満を解消し、街の美しさを守ります。
② 三方よし（客・業者・市民）調査	定期的な多角調査の実施。デジタルを活用し、三者の「満足度」を数値化して施策へ即座に反映。	【市/DMO】 調査設計・分析 【全関係者】 回答・改善への協力	事業者等のおもてなしや各種事業の満足度を把握し、現状認識と関係者の納得感を醸成します。
③ 観光インフラの「感動品質」化	トイレ、看板、散策路の徹底した美装化と多言語対応。宿泊客が触れるすべての接点のクオリティ向上。	【市/観光協会】 設備改修・維持 【事業者】 改善箇所の報告	小さな不満をゼロにし、宿泊満足度の「最後の一押し」を支えます。
④施設間相互扶助ネットワークの構築と、観光防災DXの推進	宿泊施設や観光施設間の連携による「観光防災ネットワーク」の構築	【市/観光協会】 設備改修・維持 【事業者】 改善箇所の報告	各施設が持つ現地の混雑状況や被害状況をリアルタイムで共有することで、混乱を避け、最適な避難誘導を可能にします。

<方針4>観光施策推進体制の充実

天橋立観光協会の運営体制の強化 ・ 災害時による観光需要の落ち込みに備えた基金の創出		
事業案	内容	備考
①天橋立観光協会の運営体制の強化	・ 専門人材（マーケティング・DX担当）の配置によるデータ活用推進 ・ 地域共通の予約管理・顧客管理（CRM）システムの集約・運用	観光協会が「司令塔」として高度な分析や宣伝を一括して担うことで、個別施設の事務負担を軽減し、組織のプロ化により、より戦略的な誘客と会員への利益還元を実現します。
②観光需要リカバリー基金の創設	・ 災害や感染症発生時の緊急プロモーション費用（復興キャンペーン等）の積み立て ・ 被災した観光施設の復旧支援や、雇用維持のための緊急助成スキームの構築	有事の際に「迅速な初動（情報発信やキャンペーン）」を可能にし、風評被害や客足の長期低迷を防ぐ。事業者の経営継続（BCP）を支え、地域全体の経済的レジリエンス（回復力）を高めます。

※役割分担（DMO）：天橋立観光協会・海の京都DMO

3. 導入するべき観光財源について

3. 導入すべき観光財源について①

これまでの方向性

- 観光財源について「安定性・継続性」、「受益と負担」、「収入規模の確保」の視点から検討を行った結果、「**地方税**」が望ましい。
- 「地方税」について「安定性・継続性」、「受益と負担」、「収入規模の確保」の視点から検討を行った結果、「**法定外目的税**」が望ましい。
- 旅行者の観光行動から見た財源について、「課税対象の捕捉」の視点から検討を行った結果、「**宿泊**」及び「**入湯**」が望ましい。
- 「入湯税の超過課税」と「宿泊税」について、「安定性・継続性」、「受益と負担」、「収入規模の確保」の視点から検討を行った結果、「**宿泊税**」が望ましい。

観光振興財源の検討プロセスと最適な税制（検討例案）



3. 導入すべき観光財源について②

事業者の主なご意見

◆宿泊税導入に肯定的な意見

- ①宿泊税を導入したとしても負担感を感じないと思うので、宿泊地の選択の妨げにはならない。
- ②来訪者、特に宿泊者は、ごみの排出が多いことから、宿泊税の導入は当然
- ③当施設のお客様で、入湯税もそうであるが宿泊税について文句を言われる方はいない。
- ④宿泊税でお客が減るとは思わない。
- ⑤宿泊税を導入するからといって宿泊業を廃業するということは聞いたことがない。無いに越したことはないが、導入となれば協力していくしかない。

◆宿泊税導入に懸念を示す意見

- ⑥家族での宿泊の場合、人数分宿泊税がかかるので、その影響がどの程度でるのか心配
- ⑦宿泊税だけでなく、駐車場、飲食、土産物購入などにも課税し、オール宮津で取り組むべき
- ⑧低額の宿泊料金を設定されている宿泊施設は、200円でも上乗せされると影響があるという声は聞く。人に会いに来ることや大学生が地域活動のために泊まるなど、観光に訪れる人以外も宿泊税の対象にするのかなどの意見もある。
- ⑨宿泊税の話は理解したが、手間が増えるので導入には反対
- ⑩宿泊税導入ありきで進めている印象。「本当にやるべきことにこれだけ必要だから導入する」など、みんなが納得する材料が必要
- ⑪観光客に負担を求める手法として「宿泊税」を選択することには反対。理由としては大きく2点①観光客に負担を求めるのであれば、観光客の中でも割合の少ない宿泊客から徴収することには納得いかない。②小規模事業者から大規模事業者まで一律の負担とすることは、小規模事業者からすると負担感が大きく公平ではない。
- ⑫入湯税に加え宿泊税となると客が来てくれるか、逃げてしまうのではないかと懸念がある。京都市の次はなぜ宮津市なのか。宮津市は切羽詰まっているのか。京都府全体でやるべきではないか。
- ⑬天橋立の入場税（文珠側・府中側で）をとるのが良いと思う。（地元民の見極めが難しいが）ビューランド、傘松公園でも入場税を取るのも良いのではないかと考える。

4. 「宿泊税」の負担のあり方について

4－1．税率について

これまでの方向性

1人1泊につき200円（一律定額制）

事業者の主なご意見

◆一律定額制200円に肯定的な意見

- ①宿泊税を実施するなら定額でお願いしたい。ややこしくないシンプルなものにしてほしい。
- ②宿泊料金によって税額が変わる仕組みは、宿を一人で切り盛りしている現状から、計算が煩雑になるため、「一律定額制」が良い。
- ③税額は安いにこしたことはないが、定額200円で良い。（500円等では高いと感じるが、200円なら影響が生じる金額ではない）

◆その他の税率に肯定的な意見

- ④宿泊料金によって100円、200円と段階的にすべき。
- ⑤入湯税と税額を合わせるなど、説明しやすい制度設計をしてほしい。
- ⑥安価な料金設定であり、仮に200円/人になると負担感が大きいことから、慎重に制度設計を行うべき。小中学校の団体は価格重視で施設を選定するため、この上げ幅は「客離れ」に直結する懸念がある。
- ⑦宿泊料金についてはオンラインで事前決済されており、お帰りの際に入湯税150円を徴収している。宿泊税200円が導入されると、350円お支払いいただくことになる。宿泊税を150円とし、入湯税と合わせて300円にしてほしい。2人で500円を超えてくると抵抗感があるので、2人で700円より2人で600円がありがたい。

導入団体の状況

【参考：総務省同意55団体の状況※令和8年6月19日時点】

- 一律定額制：25団体45%（うち150円1団体4%、200円22団体88%、300円2団体8%）
- 段階的定額制：22団体40%
- 定率制：8団体15%

4-2. 免税点について①

これまでの方向性

○A案) 免税点を設けるべき

⇒宿泊者が享受する行政サービスは、どの宿泊者も同様であるものの、宿泊料が低廉な宿泊施設における利用者の負担感を考慮する必要があることから、免税点を設けることが望ましい。

○B案) 一律で徴収すべき

⇒宿泊者が享受する行政サービスは、宿泊施設の種類や宿泊料金の高低に関わらず、どの宿泊者も同様であり、宿泊税はその負担を均等に求めるものであることから、全ての宿泊施設の利用者に課税することとし、免税点は設けないことが望ましい。

事業者の主なご意見

◆A案) 免税点を設けることに肯定的な意見

- ①宿泊料金が低く、高齢者がやられているところに配慮し、免税点は設定した方がよい。
- ②当該施設は簡易宿所であり、小学生1泊800円といった価格設定を行っているが、一律200円の課税は負担感が大きい（宿泊料の25%に相当）。免税点を設定するなど、低価格帯の利用者や施設を保護する仕組みを設けてほしい。
- ③低価格帯（2万円未満）の宿泊については免税とするなど、一律徴収を避けるべき。

◆B案) 免税点を設けないことに肯定的な意見

- ④宿泊料金が低いから宿泊税をとらないのはどうか。宿泊料金3,000円でも享受する観光コンテンツは同じである。
- ⑤1泊いくら未満を免税にする案もあるが、計算が複雑になるくらいなら、いっそ一律の方が事務的には楽。ただし、低価格帯の施設にとっては200円の重みが違うため、慎重な検討が必要と考える。
- ⑥免税点については設けない方がよい。例えば、5,000円でラインを引いたら、今の時期（オフシーズン）は下回るけど、特定の時期（ハイシーズン）は上回る、という様にシーズンで変動することになりややこしいと感じるため、金額で境界線を引くことで、かえって管理を難しくさせる。
- ⑦免税点は設定せず、一律で徴収する方が望ましい。皆さんから平等にいただいた方がいい。
- ⑧免税点は設定せず、一律で徴収する方が望ましいとは考えるが、当該事業所の様に低価格の施設については影響が大きいので、慎重に検討してほしい。

4－2．免税点について②

意向調査結果

⇒資料50頁

○A案) 設ける	: 17事業者 (22.7%)
○B案) 設けない	: 25事業者 (33.3%)
○わからない	: 32事業者 (42.7%)
○未回答	: 1事業者 (1.3%)
○計	: 75事業者

【免税点の金額】

○0円 (添い寝)	: 1事業者 (5.9%)
○5,000円未満	: 2事業者 (11.8%)
○5,000円～6,000円未満	: 1事業者 (5.9%)
○6,000円未満	: 2事業者 (11.8%)
○10,000円未満	: 6事業者 (35.2%)
○20,000円未満	: 1事業者 (5.9%)
○未回答	: 4事業者 (23.5%)
○計	: 17事業者

導入団体の状況

【参考：総務省同意55団体の状況※令和8年6月19日時点】

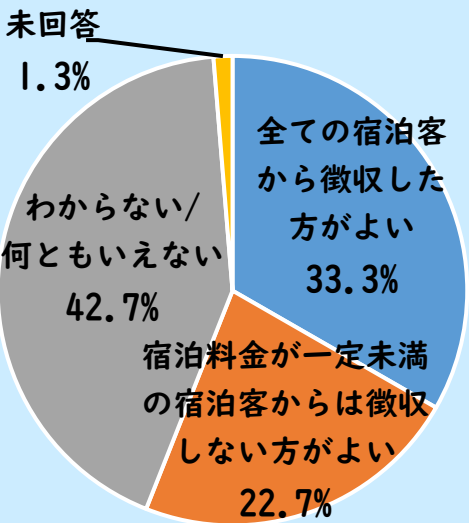
○設定あり	: 14団体 25% (5,000円3団体、6,000円9団体、8,000円1団体、10,000円1団体)
○設定なし	: 41団体 75%

4-2. 免税点について③

令和8年1月～6月実施の宿泊事業者アンケート結果、令和8年2月～6月の個別訪問結果から（重複分を整理）

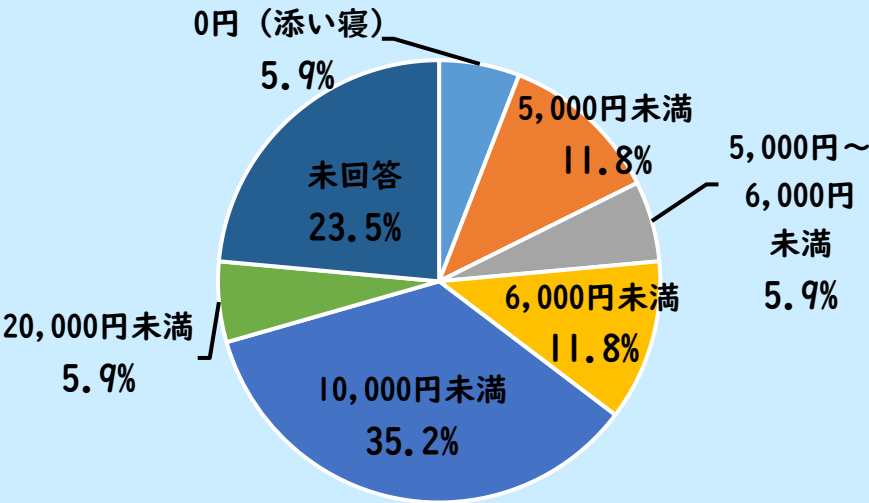
【免税点の設定】

区分	全体	割合	内訳			
			ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
宿泊料金によらず、全ての宿泊客から宿泊税を徴収した方がよい	25	33.3%	1	11	13	—
宿泊料金が一定額未満の宿泊客からは宿泊税を徴収しない方がよい	17	22.7%	1	4	11	1
わからない／何ともいえない	32	42.7%	1	7	18	6
未回答	1	1.3%	—	—	1	—
計	75	100.0%	3	22	43	7



【免税点の金額】

区分	全体	割合	内訳			
			ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
0円（添い寝）	1	5.9%	1	—	—	—
5,000円未満	2	11.8%	—	—	2	—
5,000～6,000円未満	1	5.9%	—	—	1	—
6,000円未満	2	11.8%	—	1	1	—
10,000円未満	6	35.2%	—	3	2	1
20,000円未満	1	5.9%	—	—	1	—
未回答	4	23.5%	—	—	4	—
計	17	100.0%	1	4	11	1



4－3．課税免除について①

これまでの方向性

独自の課税免除措置は行わない

事業者の主なご意見

◆課税免除措置の実施に肯定的な意見

- ①入湯税は15歳未満は課税されない。宿泊税も入湯税に合わせるなら分かりやすい。
- ②子どもの体験を伴う宿泊やビジネス利用も課税免除すべき。
- ③観光振興の必要性は理解しつつも、教育施設が一般の観光ホテルと同じ枠組みで扱われることに疑問を持つことから、一定の配慮をお願いしたい。学校関係による利用を課税免除の対象として検討してほしい。
- ④入湯税は「子供（中学生以下）はかからない」のが一般的。宿泊税が「0歳から一律」となると、入湯税はかからないのに宿泊税のみかかるということになるため、現場での説明が非常に難しくなる。年齢基準を合わせるなど、説明しやすい制度にしてほしい。仮に「一律200円」とするなら、入湯税に合わせて「大人からのみ」とする方が、お客様の納得感を得やすい。

◆課税免除措置の実施に否定的な意見

- ⑤課税免除についても、対象か対象でないか判別が難しく、現場でのオペレーションは非常に難しくなると思う。
- ⑥課税免除については設けず、皆からとるのがよい。税収を逃すのが勿体ない。

4－3. 課税免除について②

意向調査結果

⇒資料53頁

- 課税免除措置は行わない : 15事業者 (20.0%)
- 課税免除措置を行う : 28事業者 (37.3%)
- わからない／何ともいえない : 31事業者 (41.3%)
- 未回答 : 1事業者 (1.4%)

導入団体の状況

【参考：総務省同意55団体の状況※令和8年6月19日時点】

○設定あり：43団体 78%

- ・修学旅行 : 43団体
- ・保育所等の行事 : 26団体
- ・団体が主催する大会 : 5団体
- ・年齢12歳未満（小学生以下） : 7団体（静岡県熱海市、岐阜県高山市・下呂市・岐阜市、栃木県那須町、神奈川県湯河原町、北海道洞爺湖町）

※年齢による基準を設けている全ての団体が、入湯税の課税免除と年齢を合わせている。

- ・その他 : 12団体（市町長が必要と認める者、職場体験、被災者など）

○設定なし：11団体 20%、不明1団体 2%

本市の入湯税の課税免除

宮津市市税条例第122条に規定

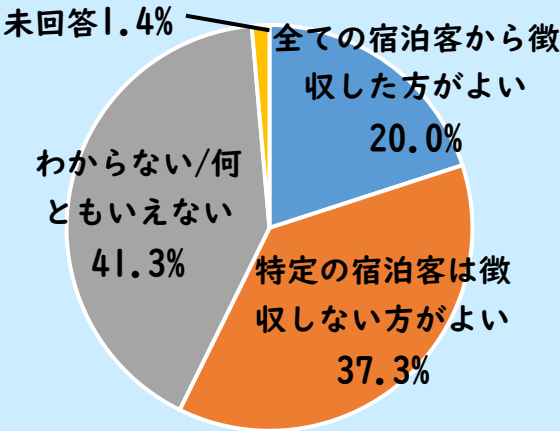
- ①年齢15歳未満の者
- ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- ③修学旅行を目的とする中学校及び高等学校の団体客

4－3．課税免除について③

令和8年1月～6月実施の宿泊事業者アンケート結果、令和8年2月～6月の個別訪問結果から（重複分を整理）

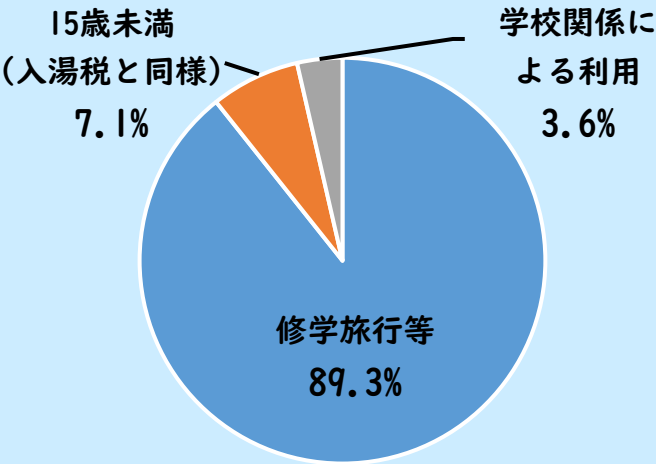
【課税免除の設定】

区分	全体	割合	内訳			
			ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
全ての宿泊客から宿泊税を徴収した方がよい	15	20.0%	1	7	7	—
修学旅行等の特定の宿泊客は宿泊税を徴収しない方がよい	28	37.3%	2	10	13	3
わからない／何ともいえない	31	41.3%	—	5	23	3
未回答	1	1.4%	—	—	—	1
計	75	100.0%	3	19	36	6



【課税免除の対象者】

区分	全体	割合	内訳			
			ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
修学旅行等	25	89.3%	2	9	11	3
15歳未満（入湯税と同様）	2	7.1%	—	1	1	—
学校関係による利用	1	3.6%	—	—	1	—
計	28	100.0%	2	10	13	3



4－4．特別徴収義務者への支援等①

これまでの方向性

- 特別徴収義務者の事務負担を考慮し、特別徴収交付金制度を導入し、導入初期における支援として、交付金の上乗せ若しくはシステム改修費への支援を行うことが望ましい。
- 周知については、宿泊事業者の負担を軽減しながら宿泊客の理解を得るため、宿泊事業者及び宿泊客向けの取組みを行うことが望ましい。

事業者の主なご意見

◆特別徴収交付金制度及びシステム改修費支援について

○特段の意見なし

◆宿泊税の周知について

- ①何のために導入するのか、何に使っているのかを明確にしたリーフレットを作成されたい。
- ②チェックアウト時のトラブルを避けるための「旅前（予約時）」にお客様が理解できるような対策をしてほしい。HPに掲載できるような宿泊税の使い道を明示したバナー等を配布してほしい。周知については、ポスターよりウェットティッシュなどの実用的な説明書きのノベルティがあれば望ましい。
- ③お客様に口頭で説明するのは大変なため、QRコードで詳細が見られるリーフレットやバナーなど、「これを見てください」と言えるツールの提供を求める。

4－4．特別徴収義務者への支援等②

事業者の主なご意見

◆その他のご意見

- ①宿泊税を導入するとなると申告納付に負担を感じるので、申告納付を電子化するなど、手間が増えないような仕組みとされたい。
- ②Airbnb等、ネット予約・決済が主流の宿では、現地で200円だけを現金で受け取るのは非常に手間がかかり、顧客満足度を下げかねない。
- ③現状、民泊の実績報告だけでも多い中で負担が増える。宿泊税を導入するとなると、申告納付に負担を感じる。
- ④入湯税でも申告・納付が手間である。集計が大変で、ほぼアナログでやっている。
- ⑤宿泊税を徴収するのに手間がかかると聞く。外国のサイトを使用しており、宿泊税等の内訳を表示する欄がそもそもない。システム改修は必要ないと思うが、実際にどのように徴収しているか、非接触型の宿泊施設もどう徴収しているのか教えてほしい。
- ⑥「翌月納付」というルールになった場合、後納（クレジットカード決済やエージェント経由の入金が2か月程度遅れる場合がある）がほとんどなので、翌月納付は困難
- ⑦宿泊料金の受領はすべてキャッシュレス（省人化）であるため、宿泊税の納入もキャッシュレスを希望

宿泊税を導入する場合の課税要件等の確認【再掲】

- 課税客体　：宮津市に所在する宿泊施設（民泊施設含む。）への宿泊行為
- 納税義務者：宿泊施設への宿泊者
- 課税標準　：宿泊施設への宿泊数
- 徴収方法　：特別徴収
- 特別徴収義務者：宿泊事業者等
- 申告期限　：毎月期日までに前月の初日から末日までの間の分を申告・納入する
※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能
- 税率　　　：一律定額制　1人1泊につき200円
- 免税点　　　：設けるべきか（一律で徴収するべきか）
- 課税免除　　：独自の課税免除措置は行わない
- 課税期間（見直し期間）：条例施行後3年、その後は5年ごとに見直す
- 入湯税税率：入湯税税率の改正は行わない